

会費免除に関する規程

昭和57年6月13日 制定
平成21年10月18日 一部改定
平成22年5月23日 一部改定
平成23年9月10日 一部改定
平成25年3月9日 一部改定

第1条 この規程は、会費免除の取扱いについて必要事項を定める。

(長期療養者等の免除)

第2条 療養のため1年以上離職した者で、会費免除の取扱いを受けようとする者は、会費免除申請書(第1号様式)に1年以上療養のため離職したことを明らかにする医師の証明書を添え、一般社団法人北海道放射線技師会(以下、「当法人」という。)に申請するものとする。但し、会費免除は2か年を超えないものとする。

(永年会員の免除)

第3条 満60歳を超え、10万円を本会に納入した者は、永年会員として登録し、以後会費は終身にわたって免除されるものとする。

(その他の免除)

第4条 出産・育児・介護・海外勤務等のやむを得ない事情により、1年以上離職した者で、会費免除の取扱いを受けようとする者は、会費免除申請書(第1号様式)に1年以上離職したことを明らかにする所属長の証明書を添え、当法人に申請するものとする。但し、会費免除は2か年を超えないものとする。

2. 災害による被災の場合は、前項の免除期間(但し会費免除は2か年を超えないものとする)にかかわらず災害の程度によって免除期間を会長が決定するものとする。

3. 住所を一にする親族に、本会が発行する会誌を購読する会員がいる場合には、本会へその旨を同居親族である証明書(住民票)を添えて申請(第2号様式)することにより、翌年度の会費の一部が免除される。ただし会誌の免除額は、年間2,000円とする。

4. 技師籍登録後直ちに大学院等に進学し、就学後入会する場合、初年度会費は所定の手続き(入会申込書に履歴記載)をすることにより減免の取り扱いを受けることができる。

(免除の対象者)

第5条 本規程に定める免除の対象者は、過去の会費が適正に納められている場合に限る。

附 則

- 1 この規程に基づく会費の免除は、昭和57年以降とする。
- 2 この規程は、平成21年10月18日より施行し、平成21年度会費分から適用する。
- 3 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日(平成22年11月1日)から施行する。
- 4 この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 5 この規程は、平成23年9月10日より施行し平成23年度会費分から適用する。
- 6 この規程は、平成25年3月9日に一部改定し同日より施行する。

会費免除申請書

申請日 平成 年 月 日

一般社団法人北海道放射線技師会
会長 殿

私は会費を免除せられたく（医師・所属長）の証明書（注）を添え申請いたします。

事由（長期療養 出産 育児 介護 海外勤務 その他（ ））

申請者

住所

会員番号

氏名

印

生年月日

年 月 日生

（注）事由が長期療養の場合は、医師に○をつけて診断書（写）を添えてください。
それ以外は、所属長の証明書を添えてください。

(第2号様式) 会費免除申請書

会 誌 購 読 免 除 申 請 書

申請日 平成 年 月 日

一般社団法人北海道放射線技師会
会 長 殿

私は、同居親族に会員がいるため会誌の購読免除せられたく住民票（同居親族全部証明）を添え申請いたします。

同居親族会員名・会員番号（ ）

申 請 者

住 所

会員番号

氏 名

印

生年月日

年 月 日生